

## 運行管理業務の一元化に係る通達案について

### 1. 背景

これまで、自動車運送事業の輸送の安全確保のため、運送事業者においては、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）体系にもとづき、運行管理者から運転者に対する点呼や運行指示等がなされているところ、発展する情報通信技術（ICT）を運行管理に活用すべく、令和 3 年 3 月に産官学の有識者で構成された運行管理高度化検討会（現：運行管理高度化ワーキンググループ）を設置し、運行管理の高度化に向けた議論を進めてきたところである。

今般、本ワーキンググループにおいて、同一事業者内における運行管理業務の一元化のための要件がとりまとめられたことを踏まえ、一の営業所（集約営業所）の運行管理者から他営業所（被集約営業所）の運転者に対する運行指示等をはじめとした運行管理業務の一元化を行う際の要件を定める。

### 2. 制定の概要

集約する法令上の運行管理業務（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 48 条／貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 22 号）第 20 条）や集約時間帯については、運送事業者ごとに事情が異なることから、運送事業者による選択を可とし、別添のとおり、運行管理業務の一元化を行う際の機器・システムが満たすべき要件及び運用上の遵守事項を定める。

なお、運行管理業務の責任については、被集約営業所の運行管理者に帰属するものとする。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和 6 年 3 月末

施行：令和 6 年 4 月

## 運行管理業務の一元化の際に満たすべき要件(案)

## 運行管理業務の一元化に使用する機器・システムが満たすべき要件(案)

- ① 集約する運行管理業務毎に必要な情報を電磁的方法で保存(※)し、必要に応じて運行管理者が確認できるよう、集約営業所、被集約営業所で保存した情報の共有方法を明確にすること。  
(運行管理業務の一元化に必要な情報:全ての業務を集約する場合)  
1.乗務員台帳 2.乗務割 3.運転基準図・運行指示書 4.点呼結果 5.事故の記録 6.乗務記録 7.デジタル式運行記録計等による位置情報の記録 8.指導監督の記録 9.労務管理 10.運転者の健康に関する記録 11.適性診断の結果  
  
※電磁的方法とは、パソコン等にて作成されたデータのみならず、紙のデータをPDFでスキャンすることや、写真にするなどして保存することをいう。
- ② 集約業務を行う全ての車両に対して、随時車両の位置情報の把握ができる装置を備え、必要に応じて営業所間で共有できること。
- ③ 運行中の運転者と随時連絡が取れる機器を備えること。
- ④ 運転者に係る個人情報の保存、共有については、他人に推測されにくいパスワードを設定するなど、事業者ごとに定めた者以外が閲覧できないようにすること。
- ⑤ 運行管理業務一元化において使用する機器が故障した場合は、その内容や発生時間などを電磁的に記録すること。

# 運行管理業務の一元化の際に満たすべき要件(案)

## 【運用上の遵守事項(案)】

### 1. 運行管理業務の一元化実施に係る報告書の提出

- ① 運行管理業務の一元化を実施しようとする事業者は、集約営業所・被集約営業所を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長(以下「運輸支局長等」という。)に、一元化実施予定日の原則10日前までに必要事項を記載した報告書を提出すること。
- ② 提出した報告書の記載内容を変更しようとする事業者は、変更の実施に先立ち、当該営業所を管轄する運輸支局長等に報告書を提出すること。
- ③ 運行管理業務の一元化の実施を終了しようとする事業者は、遅延なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に報告書を提出すること。
- ④ 運行管理業務の一元化を実施している事業者は、運輸支局長等に報告した内容と実態に差異がないか、また、要件の適合状況に合致しているかなど定期的にチェックするよう努めること。

### 2. 一元化実施の範囲

- ① 一元化を実施する範囲は、被集約営業所が管轄する地域的特性の把握や運転者とのコミュニケーションが十分に行われる事を考慮し、設定すること。
- ② 一元化する運行管理業務や時間については、事業者にて選択できることとする。
- ③ 集約営業所での運行管理業務が困難(※)になった場合は、被集約営業所の運行管理者等が被集約営業所において運行管理業務を実施できる体制を整えること。  
※ 機器故障、通信障害のみならず突発的人員の減少や事故等を想定

# 運行管理業務の一元化の際に満たすべき要件(案)

## 3. 必要な運行管理者の選任数

- ① 集約営業所に必要な運行管理者の選任数は、集約営業所が管理する事業用自動車の総数に加え、対象となる被集約営業所が管理する事業用自動車の総数を足し合わせた数に必要な人数とする。
- ② 被集約営業所に必要な運行管理者の選任数は、被集約営業所が管理する事業用自動車の台数に応じた人数とする。

## 4. 運行管理者に係る遵守事項

- ① 運行管理一元化を行う運行管理者等は、地理情報や道路交通情報等、一元化を行う運行区域についての必要な情報に基づき業務を遂行すること。
- ② 運行管理一元化を行う運行管理者等は、被集約営業所に所属する運転者と事前に面談を行い、十分にコミュニケーションを取ること。
- ③ 被集約営業所の運行管理者は、集約営業所において適切に運行管理が実施されていることを定期的に確認し、必要に応じて集約営業所の運行管理者に対し助言等を行うこと。
- ④ 施設や備品、アルコール検知器の常時有効保持については、管理主体(集約営業所の運行管理者もしくは被集約営業所の運行管理者のどちらか)を事前に決定しておくこと。

## 5. 非常時の対応

- ① (再掲)集約営業所での運行管理業務が困難になった場合は、被集約営業所の運行管理者等が被集約営業所において運行管理業務を実施できる体制を整えること。
- ② 事故発生などの緊急事態が発生した場合は、集約営業所の運行管理者と被集約営業所の運行管理者の間で状況を共有するとともに、必要に応じて被集約営業所の運行管理者等が現地の対応を行うなどの体制を整えること。

## 6. 情報共有に係る事項

- ① 乗務員台帳に記載されている事項や健康に関する記録など、運転者に係る個人情報を扱う場合には、事業者が対象者から同意を得ること。
- ② (再掲)運転者に係る個人情報の保存、共有については、他人に推測されにくいパスワードを設定するなど、事業者ごとに定めた者以外が閲覧できないようにすること。